

和指第570号  
令和7年1月24日  
(2025年)

各介護職員等処遇改善加算算定対象事業者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、別添のとおり厚生労働省老健局老人保健課より令和7年1月21日付け事務連絡「令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」の通知がありました。

令和7年度の介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書(以下、「計画書」という。)について、通常であれば令和7年4月から各加算を算定する場合にあっては、令和7年2月末日までに提出を行うこととされていますが、令和7年4月又は5月から各加算を取得する場合は、計画書の提出期限が令和7年4月15日となる予定です。

計画書の様式や作成要領については、今後、厚生労働省より通知があり次第、ホームページ等で改めてご案内いたします。その際は計画書作成のご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知いただきますようよろしくお願いいたします。

添付書類

- ・介護保険最新情報 Vol.1346

令和7年1月21日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡

「令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」

ご参考：指導監査課ホームページ

- ・[介護職員等処遇改善加算等について | 和歌山市](#) (ページ番号：1027655)

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1027655.html>

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
--

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村 介護保険担当課（室） 御 中  
各介護保険関係団体

← 厚生労働省老健局老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る  
処遇改善計画書の提出期限について  
計1枚（本紙を除く）

Vol.1346

令和7年1月21日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3948、3949）

事務連絡  
令和7年1月21日

各 都道府県  
市区町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る  
処遇改善計画書の提出期限について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度における介護職員等処遇改善加算については、令和6年12月23日の第243回介護給付費分科会における議論を踏まえ、要件の弾力化を検討しています。

見直し後の様式等については2月上旬を目処にお知らせする予定ですが、要件弾力化の周知期間等を考慮し、介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところ、令和7年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定です。

つきましては、各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただくとともに、介護職員等処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。

なお、令和7年6月以降の介護職員等処遇改善加算の申請については、通常どおり介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定です。